

事件名	建築 CAD ソフトウェア違法ダウンロード事件
判決日・事件番号	東京地判平成 27・2・12 (平成 26(ワ)33433)
出典	最高裁 HP
事案の概要	建築設計関連のプログラム開発会社である原告が、著作権を保有している建築 CAD ソフトウェア RA-CAD 10について、被告がインターネットオークションサイトを経由してダウンロード販売をしたため、被告に対し、損害賠償請求を求めた事案（差止請求なし）。
請求の結論	一部認容
関係条文	著 114 条 3 項／民 709 条
著作物の種別	プログラムの著作物
原告著作物	建築用 CAD ソフトウェア
著作物性	認容（ただし、擬制自白による認定）
被告行為	原告が開発した建築用 CAD ソフトウェアを複製し、インターネットオークションサイト（ヤフオク！）を経由しダウンロード販売を行う行為、また、シリアルナンバーなしにソフトウェアが起動できるように exe ファイルを改変した行為。
権利の種類	複製権、送信可能化権、著作者人格権（同一性保持権）
主な争点	1. 著作権法 114 条 3 項に基づく使用料相当額の損害額算定
判旨	「違法複製版をダウンロード販売したという事案においては、本件ソフトウェアを複製した商品を販売する者から原告が受けるべき使用料相当額を算定すべきであるところ、本件においては、著作権者の標準小売価格を前提としてこれに相当な実施料率を乗じて使用料相当額を算定するのが相当である」 「本件において原告が第三者に本件ソフトウェアの使用許諾をしているか否かが明らかでないため、実施料率の一般的水準を一応の目安として算定すべきところ、…統計データによれば、平成 4 年度から平成 10 年度までのイニシャル・ペイメント条件がない契約における実施料率の平均は 33.2 パーセントとされていること）に加えて、被告による侵害行為の態様が本件ソフトウェアのアクティベーションを無効化…したという悪質なものであることなど本件に現れた一切の事情を考慮すれば、実施料率を 50 パーセントと認めるのが相当である。」
特記事項	本件は被告欠席、擬制自白により認定された事案
作成者コメント	違法ダウンロードの際の損害額算定を行う上で、参考となる。
作成者	北岡弘章
作成日	平成 27 年 6 月 18 日